

農村地域防災減災事業 (調査計画事業・実施計画策定)	事業主体 県 他	所管課班 農村振興課地域計画班
---	----------------	-----------------

趣 旨

近年、集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしを確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。

本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。

事業の内容

1 調査計画事業

- (1) 農村地域防災減災総合計画策定等
 - ①農村地域防災減災総合計画策定
 - ②安全度評価
 - ③防災情報管理システム整備計画策定
 - ④地域危機管理整備計画策定
 - ⑤地域排水機能強化計画策定
- (2) ため池緊急防災対策情報整備

2 実施計画策定

整備事業又は体制整備事業の実施が予定されている地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施要件

- 1 上記1の(1)の①及び②の事業にあつては、(1)の③から⑤まで又は(2)若しくは下記Ⅱ又はⅢを行う見込みがあること。
- 2 上記1の(1)の③及び④の事業にあつては、次の要件のいずれかに該当すること。
 - (1)災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること。
 - (2)同一市町村又は関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計がおおむね10ヘクタール以上(災害防除対策推進地域等にあつてはおおむね5ヘクタール以上)であること。
- 3 上記1の(1)の⑤の事業にあつては、次の要件に該当すること。
 - (1)豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予測される地域又はこの被害を原因として農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
 - (2)既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。
- 4 上記2の事業にあつては、下記Ⅱ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの。

区 分	事業区分
Ⅰ 調査計画事業	(1) 調査計画事業
Ⅱ 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備

Ⅲ 体制整備事業	(1) ため池緊急防災環境整備事業 (2) ため池群管理体制整備事業
----------	---------------------------------------

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	実施計画策定	50	25	25		調査・調整費の50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助)